

京都大学国際展開委員会規程

平成28年3月8日総長裁定制定

第1条 京都大学（以下「本学」という。）に京都大学国際展開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本学の国際展開の推進に関して、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術の国際交流に関すること。
- (2) 研究者交流事業に関すること。
- (3) 外国人研究者及び外国人留学生の宿舎に関すること。
- (4) その他国際交流に関すること。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 研究担当の理事
- (3) 部局長 若干名
- (4) 企画・情報部長
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、担当理事をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会に関する事務は、企画・情報部国際交流課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て担当理事が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。